

農地法第4条・第5条許可申請に必要な書類一覧表 令和7年7月31日作成

1 許可申請書

	書類名	提出部数	備考
1	第4条許可申請書(様式5号の1)	3部	申請人の数 +受付分(農業委員会用&県申請用)
	第5条許可申請書(様式5号の2)	申請人の人数+2部	申請人の数 +受付分(農業委員会用&県申請用)
2	農地転用事業計画変更申請書(様式11号の1又は2)	申請人の人数+2部	申請人の数+受付分(農業委員会用&県申請用) 申請地が過去に転用許可を受けたが当初許可の転用目的や、所用面積の変更、転用事業者の変更をする場合

2 添付資料(2部:原本1部、コピー1部)

※原本を発行又は取得し提出する場合、原則3か月以内の日付に限りますのでご注意ください。

	資料名	備考
1	申請地の土地登記事項証明書(名護法務局)	全部事項証明書に限る
2	登記簿上の住所から現住所までの移転の経緯を証明する書類(居住地の住民課又は本籍地の市町村)	土地所有者の住所が土地登記事項証明書の住所と異なる場合 住民票又は戸籍の附票等
3	申請地の公図(名護法務局)	申請に関する土地の地番を表示する図面
4	申請地の位置図	申請地の位置及び付近の状況を表示する地図(住宅地図・GoogleMap等)
5	法人の登記事項証明書(名護法務局)	譲受人が法人の場合、現在事項又は履歴事項全部証明書及び定款(原本証明) ※定款の写しを提出する場合は、「原本に相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印(丸印)を捺印すること。原本証明の日付も3か月以内のものとする。
	定款(原本証明)	
6	求積図又は測量図	申請に係る土地が一筆の内の一の場合(内面積の場合) ・申請地の位置を朱線により特定した図面(公図、配置図等) ・面積を特定した図面(地積測量図、求積図等) ※内面積申請時においては、必ず内面積申請確認書を提出する事
	内面積申請確認書(様式第5号の3)	
7	建物等及び土地利用の配置図	申請地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面(縮尺表示及び長さ記入)及び配置図(建築面積及び図面作成者の名前を記入すること)
	建物の各階平面図	1) 建物その他の施設を利用するために必要な道路(接道していない場合にはその進入路)やその他の施設(水路を跨ぐために橋を架ける場合など)を明らかにした配置平面図
	用排水図	2) 下水道や浄化槽との接続が分かる用排水施設を明らかにした図配置平面図
8	資金計画書(様式5号の4) 資力証明書(金融機関等) ・資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面	転用目的に係る事業の必要資金(土地代も含む) 1) 申請者の自己資金による場合 ・申請者の預金残高証明書(原本)又は預金通帳の写し(口座名義人と最終残高が分かるページ) 手付金等払込済み資金の場合:振込明細書又は領収書の写し(営業に関する場合印紙貼付けされたもの) (ただし、領収書については印紙貼付及び割印があるものに限る。⇒印紙税法による課税文書の場合) 2) 借入金による場合 ※融資証明書については、融資証明書・融資内諾所・事前審査(仮審査)結果通知等の融資の見込みが明記されている書面
		当該転用事業をするにあたり申請農地以外に土地利用がある場合 1) 当該申請地と一体として事業目的に使用する土地の登記事項証明書の写し 2) 当該申請地以外の土地所有者が申請人(譲受人・譲渡人)ではない場合 土地所有者の同意書又は契約書(売買、賃借権、使用貸借権)など 3) 申請地への進入路の土地所有者が転用事業者ではない場合 土地所有者の同意書(通行等)、通行地役権を登記した土地登記事項証明書等
9	申請地以外の土地利用に関する書類	当該転用事業をするにあたり申請農地以外に土地利用がある場合 1) 当該申請地と一体として事業目的に使用する土地の登記事項証明書の写し 2) 当該申請地以外の土地所有者が申請人(譲受人・譲渡人)ではない場合 土地所有者の同意書又は契約書(売買、賃借権、使用貸借権)など 3) 申請地への進入路の土地所有者が転用事業者ではない場合 土地所有者の同意書(通行等)、通行地役権を登記した土地登記事項証明書等
10	設置事業計画書(様式第5号の5)	転用目的が資材置場・駐車場・太陽光発電設備・倉庫・工場・農業用施設等の場合
		1) 「(〇〇〇)設置事業計画書」 2) 申請人の業務について行政庁の営業免許・認可等を要するものはその写し

	資料名	備考
11	住宅建築に係わる誓約書	転用目的が一般個人住宅や共同住宅だった場合 (※隣接地の農地が耕作されている場合)
12	建売住宅、 宅地造成又は、宅地分譲の場合における 確認書類等	宅地建物取引業者の免許証の写し (転用目的が建売住宅、注文住宅、宅地造成の場合) 販売実績の概要 (パンフレット、転用事業者ホームページ等の既存資料、販売実績が分かる資料) 建売住宅の場合資金計画書における1棟あたりの建築費が妥当であることを示す 理由書(見積書等)
13	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区内の場合は土地改良区の意見書
14	耕作者との合意解約書	申請地を賃借権及び使用貸借権(3条許可・利用権設定)により耕作している 者がいる場合
15	始末書及び写真	許可を受けずに転用行為を行った土地について農業委員会等の指導等に 基づき申請を行う場合
16	委任状・印鑑証明書	申請に対する委任状(代理申請の場合、譲受人・譲渡人それぞれ) 及び印鑑証明
17	代替地検討書(様式第5号の14)	※農地区分が第1種農地・第2種農地・農振農用地となる場合
18	借受確約書又は借地契約書	譲受人が他の者に申請地を貸す場合(例:貸資材置場、貸駐車場) ※アパートなどの譲受人自身が建物所有者になる場合を省く

#### 太陽光発電設備等の設置申請に添付する書類

1	太陽光発電設備の設計図	太陽光発電設備等の設計図(パネルの枚数・大きさ・総面積・支柱の構造・高さ・本 数・パネルの間隔・パワコン・キュービクル・電柱等)が記載されていること。
2	電気事業者が接道に同意を証する書面 及び経済産業大臣の再生可能エネル ギー発電施設の認定通知書の写し。	固定価格買取制度(FIT法)により売電する場合

#### ※以下該当する場合

※1 法人が財産を取得し、処分する場合に、法令、定款、寄附行為で特別に定めがある場合には、その手続きを了していることを示す書面

(例) 株式会社が会社法の規定に係る重要な財産の取得や処分等を行う場合には、取締役会の議決に係る議事録の写し等

※2 当該事業に関連して法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合においてこれを了しているときはその旨を証する書類

・許認可の申請をしたことを証する書面(受理書、受付印のある副本等)

・すでに許認可を受けているときは許認可証の写し又はこれを証する書面

(例) 都市計画法、沖縄県土保全条例、基地埋葬等に関する法律、廃棄物の処理及び掃除に関する法律、各市町村の開発関係条例、法定外公共物管理条例等

※3 申請地が相続未登記の場合は相続系譜図、戸籍謄本及び遺産分割協議書または相続放棄書

※4 既存施設等がある場合、現況写真及び位置図

#### ※農地転用申請に係る注意事項

● その他(当該申請が適当なものと証明するに必要となる書類等の提出を求められることがあります)

(後日許可権者である沖縄県から資料を求められる場合がありますので、ご了承ください。又、伊江村農業委員会は許可権者ではありませんので許可見込みについてお答えすることはできません。)

● 許可は農業委員会総会後、翌月に伊江村から沖縄県へ書類一式を提出し当月末頃の沖縄県農政経済課の会議を経て許可が決定されますので申請書提出から許可まで2ヶ月~3か月の期間を要します。許可書発行のお知らせはお電話にて伊江村から申請者(もしくは代理人)宛ご連絡します。

例) 1月上旬に提出⇒1月の伊江村農業委員会総会で審議⇒2月上旬に沖縄県へ書類を提出⇒2月末頃の沖縄県の会議で審議⇒3月上旬頃に許可証発行

例) 1月末に提出⇒2月の伊江村農業委員会総会で審議⇒3月上旬に沖縄県へ書類提出⇒3月末頃の沖縄県の会議で審議⇒4月上旬頃に許可証発行

尚、上記の例は許可証発行までの最短の例です。添付資料が揃わない場合等許可まで時間を要する場合がありますのでご了承ください。

● 転用許可後は、転用目的どおりに転用を実行し、転用許可書裏面記載の許可条件どおりに報告書を提出してください。報告書提出後に伊江村農業委員会から現況証明書を発行しますので、発行された現況証明書を法務局へ提出し地目変更登記を行ってください。

【お問い合わせ】

伊江村農業委員会

〒905-0502 沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地

TEL(0980)49-3161 / FAX(0980)49-5601